

## 第480回宮城海区漁業調整委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫  
(2) 発送年月日 令和3年8月26日(木曜日)

### 委員会の開催

- (1) 日 時 令和3年9月2日(木曜日)  
○開会 午後2時00分  
○閉会 午後4時00分  
(2) 場 所 行政庁舎9階 第一会議室

### 議題

#### 審議事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて  
(2) まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について  
(3) 宮城海区漁業調整委員会に関する規程の一部改正について  
(4) いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業(なまこけた網漁業)の制限措置(案)等について

#### 協議事項

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

#### 報告事項

令和3年度秋さけ種卵確保対策について

#### その他

### 出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	伊 藤 新 造
会長代理	岩 沼 徳 衛	〃	千 葉 富 夫
会長代理	鈴 木 政 志	〃	平 井 光 行
委 員	高 橋 平 勝	〃	館 田 あゆみ

” 菊 田 守 ” 尾 定 誠  
” 高 橋 一 郎 ” 石 森 裕 治  
” 大 江 清 明 ” 木 村 千 之  
” 鈴 木 章 登

執行部（事務局）出席者  
別紙のとおり

○事務局 鈴木総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第480回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、現在14名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長からお願いいたします。

○關会長  
(挨拶)

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 石田副部長から御挨拶をお願いいたします。

○石田副部長  
(挨拶)

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。配布資料には右上に番号を振っております。次第、名簿に続きまして、資料1といたしまして、審議事項(1)「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」、資料2といたしまして、審議事項(2)「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」、資料3といたしまして、審議事項(3)「宮城海区漁業調整委員会に関する規程の一部改正について」、資料4といたしまして、審議事項(4)「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業(なまけけた網漁業)の制限措置(案)等について」、資料5といたしまして、協議事項「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」、資料6とい

たしまして、報告事項「令和3年度秋さけ種卵確保対策について」以上6種類の資料となっております。御確認いただき、不足等がありましたら事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

6番の高橋一郎委員、13番の尾定委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

【審議事項】

○關会長

審議事項(1)「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」を上程いたします。事務局から説明願います。

長谷川事務局長どうぞ。

○事務局 長谷川事務局長

秋さけの固定式刺し網漁業につきましては、前回の委員会におきまして御審議をいただきまして、承認隻数の上限は144隻、新規枠は5隻以内ということで委員会指示を発動いたしまして、申請の受付をしてきたところでございます。この度、継続承認につきましては、134名の方から申請書の手続きがございました。また、新規につきましては、5隻の枠に対して5名の方から申請書が提出をされたところでございます。

本日は、この取扱方針に基づきまして、承認者の決定をしたいと思っておりますので、委員の皆様へ御審議いただきたいと考えております。

詳細につきましては、担当の方から御説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

○關会長

はい、菅原さんどうぞ。

○事務局 菅原技師

資料1の審議事項(1)秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて御説明させていただきます。今回の資料でございますが、クリップを外していただきますと、資料3種類ございます。1つ目は、表紙のついた資料が1枚ございまして、2つ目が、上に新規承認申請者一覧、右上に別紙一覧表と記載されているもの、3つ目、最後ですけれども、秋さけ固定式刺し網漁業承認一覧表(継続承認分)ということで、右上に別紙一覧表②と今回は3枚の資料を用いまして御説明させていただきます。

まず、表紙のついた資料について御説明させていただきます。1枚おめくりください。令和3年度秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについてでございますが、1.内容でございますけれども、先ほど事務局長から御説明ありましたとおり、8月の海区漁業調整委員会において、委員会指示内容について協議、審議いただきまして、8月10日付

で秋さけ固定式刺し網漁業に係る委員会指示で発動している状況でございます。下にうつりまして、委員会指示に基づいて139名の継続承認枠ということで、継続承認枠でございますが、前回の委員会でも御説明させていただきましたが、直近に承認を受けてから3年のうち2年間実績のある者、2年間のうち1年間実績のある者などとなっております、その隻数が継続承認枠となっております、上限としては139隻でございましたけれども、今回はそのうち134名の方から申請がありました。残りの申請の無かった5名の方につきましては、さけの不漁であったり、高齢化によって、今回、申請がなかったという状況でございます。また、先ほども事務局長からも御説明ございましたが、5隻の新規枠、こちらでも前回の委員会でも御説明させていただきましたが、平成30年に承認を受けてから過去3年中2年間の実績がなかった者を承認の対象から除外し、新規枠とする運用を図っております、その枠の5隻に対しまして、今回は5名の方から承認申請の提出がございました。今年度は、新規枠は5名といった範囲内であることから優先順位による選定等は行わないと考えてございます。

2と3につきましては、今、御説明したとおり承認隻数、今年度の申請隻数となっております、一番下の4. 委員会指示ということで、前回の委員会でも御審議いただいた委員会指示の内容となっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。2ページでございますけれども、令和3年度秋さけ固定式刺し網漁業の申請状況の内訳となっております、各支所の申請状況を取りまとめたものとなっております。後ほど御確認いただければと思います。

次に、3ページをお願いいたします。3ページでございますけれども、秋さけ固定式刺し網漁業の承認日程(案)となっております、これまで委員会指示を発動して申請を受付けているという状況となっております、本日は、太枠で下線を引いて示してございます。新規漁業者、継続漁業者の審議を行いまして、今後、承認証の交付を行いまして、9月25日からの操業開始へ向けた流れとなっております。

1枚おめくりいただきます。4ページでございますけれども、こちら先月御審議いただきました取扱方針を参考に載せてございます。今回は、先ほども御説明いたしました、新規承認申請が5隻の枠の範囲内となっておりますので、優先順位による選定は考えてございません。

続きまして、別紙一覧表について御説明させていただきたいと思っております。別紙一覧表①を御覧いただければと思います。秋さけ固定式刺し網漁業、新規承認者一覧となっております、今回は5名の枠に対し、5名から申請がございました。今回は、この5名を新規承認対象者と考えてございまして、5名の方の内容につきまして簡単に御説明させていただければと思います。

1枚おめくりください。6ページに記載してございますが、1人目でございますけれども、こちら■■■■さんということで、使用船舶、船名につきましては■■■■丸、総トン数につきましては4.9トンの船となっております、養殖との兼業となっております。一番下、申請理由でございまして、東日本大震災以降、漁獲物の風評被害によって漁業の収入が低迷いたしまして、漁家経営が大変厳しい状況となっております。つきましては、収入の安定を図るために、今回申請するものとなっております。

次に、7ページをお願いします。2人目でございますけど、■■■さんとなっております。使用船舶、船名につきましては■■■丸、総トン数につきましては、5.4トン。こちらも養殖との兼業となっております。申請理由につきましては、一昨年まで操業しておりましたが、不漁のため、実績を上げることが出来ず申請出来ませんでした。今年度から、新規で申請し、漁業を操業したいということがございましたので、新規に申請するものとなっております。

1枚おめくりいただきまして、8ページでございますけれども、3人目は■■■さんとなっております。使用船舶、船名が■■■丸、総トン数は7.9トン、養殖との兼業でございます。申請理由につきましては、ここ数年、春漁が不漁でございまして、漁業収入が低迷していると。こちらにつきましても、漁家経営が大変厳しい状況から、漁業収入安定を図るためにも、今回申請をしたいといった理由となっております。

次に、9ページをお願いいたします。こちら4人目でございますが、■■■さんとなっております。船名につきましては、■■■丸、総トン数につきましては7.3トン。こちらも養殖との兼業となっております。こちらは、以前は、ランプであったり、かじき等流し網漁業を行っておりましたが、東日本大震災によって、漁船や漁具を流出して、操業出来る漁業種類が限られ、漁業経営が不安定となっている状況でございましたが、今後は後継者である息子さんと共に、更なる漁業経営の安定向上を図りたいということで、今回申請されている状況となっております。

1番最後、10ページでございますが、最後5人目でございますが、こちら■■■さんとなっております。船名は■■■丸、総トン数7.9トン。養殖との兼業でございます。秋さけ固定式刺し網漁業につきまして、新規で申請をしたいといった状況となっております。事務局といたしましては、5名を新規対象者としたいと考えてございます。

最後ですけど、3つ目の資料でございますけれども、継続承認一覧表、別紙一覧表②を御覧いただければと思います。こちらは、継続承認分の方々134名を並べているものでございます。また、右側に昨年度からの変更点を載せてございます。このの方々につきましても、継続の承認を、今後出してまいりたいと考えてございます。

新規及び継続の承認者に対して、御審議をいただきたいと思っております。なお、別紙一覧表①、別紙一覧表②につきましては、個人情報等が記載されてございますので、委員会終了後、事務局の方で資料を回収させていただければと思いますので、机に置くよう御協力いただければと思います。説明につきましては以上となります。

#### ○關会長

事務局から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べ、御発言願います。

どなたか御質問ございませんか。

今回は、新規枠5に申請5ということでそのままということなんですが、

はい、どうぞ。

12番、館田さん。

○館田委員

いつも、いろいろ勉強させていただいておまして、ちょっと今日は教えていただきたいなと思って質問させていただきますが、2ページが一番下のところに、承認着業隻数の推移というのが参考で載っていますけれども、一目瞭然ですが、年々ずっと減ってきているのが、自然にその漁業をもう続けられなくなって辞めてきているものに合わせて減っているのか、それから、魚の資源そのものが少なくなっているのか減っているのか、どちらもあると思うんですけれども、今のこのずっと減っていつている数というのが望ましい状況なのかどうかというのを教えていただきたいというか、今日の新しい方々も比較的高齢の方なので、今後、もっともっと減っていく状況なのかというときに、資源が減っているから少なくなるといいんだよという状況なのか、いやそれでは良くないんだよというあたりのちょっと解釈の仕方を教えていただきたいなと思って。素人で申し訳ありませんけれどもよろしく願いいたします。

○關会長

どなたかお答え出来ますか。  
基本的な御質問だと思いますので。  
芳賀さん、よろしく願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今の館田委員の御質問、もっとものことだと思います。  
秋さけの承認制に移行したその経過から申しますと、秋さけ刺し網は、全国の管理のもと、関係県と調整してきたという経過がございます。それで承認制なり届出制に移行した際から、着業隻数が漁場のキャバに対して多いというような状況がございました。そのため、操業隻数をある程度絞込みをかけるような形で、それで適正な隻数の方に調整していきましようという大きな流れでございました。今現在、操業隻数のその漁場のキャバとすれば、大きなトラブルも発生していませんので、落ち着いてきているような状況ではあるのですが、一方、近年、資源の方が急に減少しておりますので、その中で操業隻数を増やすということは、また、これはこれで漁獲努力量が上がるということの問題がございます。国なり、隣県の方との調整の中では、大体170隻という隻数を上限として、その範囲内で調整しておりましたが、今年に関しましては、これまでと同様に漁獲努力量を増やさず、着業隻数を減らすような方向で調整してきた経過がございます。ですので、資源動向も含めて170隻の上限の範囲内で今後も隻数の方は調整していきたいと考えております。以上です。

○關会長

よろしいですか。

○館田委員

はい。

○關会長

どうもありがとうございました。

他に御質問等ございますか。

はい、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

確認ですけど、委員会指示となっているんですけども、これに違反した場合、県としては罰則規定か何か設けているのか。それとも、漁協の委員会の中で定める自主的なルールの中でやるということなのか。そこをちょっと説明して欲しいんですけど

○關会長

はい。これについては、どなたかお答え出来ますか。

はい、芳賀さんどうぞ。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

基本的に委員会指示で条件というものを定めております。基本的には海区委員会で定めた制限に対する違反という行為になります。委員会指示の違反で直接的な罰則は適用されませんが、知事の裏付命令により、間接的ではありますが、罰則も適用されることになり、現場の指導、取締りというような形で対応できるシステムになってございます。

委員会指示の制度としては、直接、委員会指示違反ですってということではありませんが、間接的に取締りの対象となってくるというようなシステムです。以上です。

○關会長

鈴木会長代理よろしいですか。

○鈴木会長代理

あともう1つお願いします。漁具の張数が2張を超えてはいけないとなっているんですが、3キロメートル以内で。これは誰が確認するんですか。

○關会長

はい、芳賀さん。

○水産業水振課 芳賀技術主幹

この漁具の敷設の長さの3キロメートルでしたり、2張というような制限なのですが、この委員会指示発動前、もともと業界主導の自主規制を始めた時からこのようなルールで現場の方がスタートしておりました。その漁具の長さ、張数の調整に関しましては、当初は漁場に対して漁船の数が多いということがあって2張。あとは、延べで3キロ以内というような形でルールを決めておりますので、漁業者間の共監視が大きくなるようになります。今現在、漁具の敷設の張数を超えて3張、4張やっているというような大きなトラブルは現場の方では起きておりません。以上です。

○鈴木会長代理

これですよね。結局、漁師間の中で見張るっていうのかな。そういうグループを作ってやった方が効率的ではないのですかね。資源管理も兼ね備えてやらなくちゃならないということでしょ、こういうことは。

○關会長

はい。

○水産業水振課 芳賀技術主幹

秋さけの操業パターンですが、網の敷設時間、朝の4時でしたかね。あとは、揚げる時間も8時、9時からということで操業時間が決まっていますので、各船同時で操業を開始するスタイルですから、その辺は網の数を増やすということは、みんなと操業のパターンが変わってきますので、そういう面では皆さんでルールを守られているというような状況だと思います。あとは、漁協の方に秋さけの委員会を設置しておりまして、その中で各地域の現場での代表船を定めて、沖底との船間の連絡体制でしたり、沖合での操業調整というような形で、操業の方は運用されております。

○鈴木会長代理

はい、わかりました。

○關会長

よろしいですか。

特段異常なケースがあったとかではないんですね。

○鈴木会長代理

いや、漁業の管理型が主体となってきているのだから、やはり管理していかなきゃならないということで、結局誰がそういうのを見ているのかなど。各地区にそういう代表者がいて、それをちゃんと確かめているのだったらいいですけども、確かめないでただざっくりやっているのであれば、やはりそういうのはうまくないんじゃないのかなということで、ちょっと聞いてみました。

○關会長

県はそういうことで御了解いただいているんですね。

他にございませんでしょうか。

はい、尾定委員。

○尾定委員

ちょっと毛色が違う話なのですけども、先ほど館田委員が新規5名の方、結構高齢ですよなって、魚種、漁業ごとに、実は年齢構成がどうなっているのかというのは、今まで確か



見たことないと思うんですよ。水産白書でも、漁業の就労人口、20年後は半減すると言われていて、相対的には40歳以下が少し増える、パーセンテージは。でも、全体的に減る方向にはあるという予測をしていて、その中で年齢構成を見ていくと、将来、どういうふうな漁業ごとでどうなるか、ある程度予測は立てられると思います。それに応じて、新規漁業に従事する人を掘り起こそうというのは、宮城県で一生懸命やっているけど、その新規の掘り起こしの方向性というのも、ある程度少しは何か魚種ごとに変えることも出来ると思うんですけども、その辺りちょっとコメントですけど、ちょっと考えたほうがいいのかなと。

一律にさあ皆さん入りませんかと言われても、どこに力を入れないとこの漁業は廃れてしまうかもしれないこともあり得るかもしれないので、年齢構成も少し調べるのも必要なんじゃないか、解析も必要なんじゃないかと思いましたけど。以上です。

○關会長

漁業ごとにそういう統計を把握されているかどうか、まず、御質問の1点で、そのあとにそれに対して、今後の方向性というものをお考えかという意味の御質問でした。

どなたかお答え出来ますでしょうか。

はい、石森委員。

○石森委員

今の質問で年齢の事ですけど、この登録されている年齢は組合員に登録している年齢だと思います。多分、後継者がいる人たちは、親父が組合員になっていたら、息子は組合員じゃないから、登録されている年齢で変わってくると思いますよ、多分ね。

だから後継者がいれば、お父さんの名前で年齢を書いているけど、実際に操業に出ているのは息子さんやら従業員だと思います。年齢見て先ほど77歳の方が新規にやると書いていたんですけど、多分、おそらく、ほとんどのこの隻数144隻の中で、年齢が高いなという人達は、ほとんどが後継者や乗組員がやっていると思って、息子がいてお父様と2人でやっているか、息子さんが行っていると思いますよ。

○關会長

今の尾定委員の御質問に関しては、今回の承認申請の取り扱いについて、直接もうすでに許可になっている方の部分も多いので、それについては、後ほど、県の方でそういう把握をなさって、紹介出来る機会があればお教えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

尾定さん、それでよろしいですか。

○尾定委員

将来的にはちょっと頭の中に入れといてもらえばいいなと思っています。

○關会長

どうもありがとうございました。

大分、論議が重なりましたが、他に意見がございませうでしょうか。

なければ、「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱について」は1番「■■■■さん」、2番「■■■■さん」、3番「■■■■さん」、4番「■■■■さん」、5番「■■■■さん」を新規に承認することで御異議ございませうか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、この5名の方を新規に承認することと決定いたします。

○關会長

次に、審議事項(2)「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」を上程いたします。事務局から説明願います。

はい、長谷川事務局長。

○事務局 長谷川事務局長

まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)についてでございますが、まだら固定式刺し網漁業につきましては、牡鹿半島以北の1月、2月の操業に関する制限としまして、これまでも委員会指示に基づいて、届出漁業としてやってまいりました。

今回、委員の皆さん多分はじめてかと思うんですが、今回もまだらの固定式刺し網漁業につきましては、委員会指示に基づく漁業として取扱いしたいということで御審議いただきたいと考えております。

本日は、昨年状況を御報告申し上げまして、これから1月の漁期開始に向けて発動をいたします委員会指示の内容について、御審議いただければと考えておりますのでよろしくお願いたします。

詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。

○關会長

はい、菅原技師願いたします。

○事務局 菅原技師

資料2、審議事項(2)まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について御説明させていただきます。1枚おめぐりいただければと思っておりますが、まだら固定式刺し網漁業の制限についてと記載がございませう。1.先ほど事務局長からも御説明ありましたが、まだら固定式刺し網漁業につきましては、秋さけ終漁後、県北中沿岸の沿岸漁業者の主力漁業として、長年、自由漁業として営まれておりましたが、まだらが大量に沿岸に來遊する時期、特に1月から2月に着業者が増え、漁場が混み合うことや沖底との漁場が競合する沖合での操業が行われるようになったことによつて、トラブル等が懸念されたこ

とから制度化が検討されまして、平成20年度から宮城海区漁業調整委員会の届出漁業として、操業方法、操業期間等を定め、管理しているところでございます。

本日、委員会指示内容について御審議いただきまして、原案どおり決定された場合には、令和3年11月16日付の委員会指示で発動するとともに、同日発行の県公報に掲載する予定と考えてございます。

なお、こちらの資料に記載されてございませんが、委員会指示発動後、漁業者から届出申請書を受付けまして、こちらから届出済証といったものを交付いたします。その後、各水産漁港部で船体確認等を行いまして、漁期開始が1月1日からですので、操業開始に向けて臨むといったスケジュールとなっております。

2の下に移りまして、委員会指示でございますけども(1)制限期間、(2)漁業時期となっておりますが、1月1日から2月末日まで。(3)操業区域でございますけども、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面ということで、別紙参照となっておりますが、こちら16ページの方に操業区域図を載せてございます。後ほど御覧いただければと思います。(4)制限内容といたしまして、御説明した操業区域で操業しようとする者は海区委員会に届出をしなければならないとなっております。

下に移りまして、(5)条件でございますけども、ポツの1つ目でございますが、操業する際は届出済証を船内に備え付けなければならない。下に移りまして、操業期間中は別に定める標識、漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあっては船体の見やすい場所に表示しなければならない。その下でございますけど、操業方法は1日につき、水深125～150mの沖合で行う朝刺し網と、沖底ラインの内側で昼夜行う留刺し網のいずれか一方のみとする。下に移りまして、漁具を敷設している間は周辺海域に待機しなければならない。秋さけ刺し網により沖底と漁場が競合する場合の海域において、操業する場合は沖側の漁具を敷設した標識(ボンデン)の付近に待機して、トラブル回避のために無線チャンネル等を通じて、トラブルの回避に努めなければならない。漁具には調整規則の第60条1項ということでボンデンの標識を設置すること。漁業時期終了後は、1か月以内に他の漁業等も含めてですが、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。届出者は漁業間で定めたルール等を遵守するよう努めなければならないとなっております。1番下ですけれど、3.委員会指示の変更点となっておりますが、平成20年度から委員会指示を発動してございますが、昨年度発動した委員会指示内容からの変更点といたしましては、漁業法改正による委員会指示内容の項目や、漁業調整規則等の条項、委員会指示発動日の日付、会長名などの変更となっております。

次に2ページをお願いいたします。まだら固定式刺し網漁業の操業状況となっておりますが、1番上ですけれども着業状況となっております。1番、箱の右側に昨年度の届出隻数、着業隻数など載せてございますが、昨年度159隻から届出がございまして、着業は61隻、着業率は約38%となっております。下に移りまして、2.漁獲状況を載せてございます。1.箱の右側でございますけども、令和2年度漁期の漁獲量等を載せてございます。漁獲量につきましては、昨年漁期につきましては約161トン、昨年と比較しまして、昨年度の不漁から比べて大体2倍程度。下に移りますと、漁獲金額となっておりますが、約3,000万円、前年比151%、1番下、キロ単価となっておりますが、188円、前年比77%となっております。下にグラフを載せてございますけれども、

平成25、26年を御覧いただきますと、漁獲量が多かったのですが、平成28年度以降は200トン程度で推移している状況となっております。

なお、17ページから19ページの方に資源評価報告のダイジェスト版ということで、まだら太平洋系群の資源評価報告書をご載せてございますが、そちらの資源評価報告書を見ますと、令和2年度につきましては、資源量といたしまして低位、傾向といたしまして減少といった状況となっております。全体の資源量を見ますと、震災後は水揚げが一時期多かったのですが、その後、落ち込んできているといったような状況となっております。

資料に戻っていただきまして、3ページを御覧いただければと思います。3ページの1番下に組合別内訳と載せてございますけれども、支所別の漁獲量、漁獲金額を載せてございます。令和2年度につきましては、1隻あたりの平均は漁獲量が約2.6トン、金額につきましては、約49万8千円となっております。表の右側の方に①から④まで数字を載せてございますけれども、①昨年度の着業率は38.4%、②着業船の平均出漁日数は12日間、最大出漁船は28日。③着業船の最大漁獲量となっておりますが、1番多かった船で24日出漁して13トン。一番下に着業船の最大漁獲金額を載せてございますが、28日出漁しまして、約326万円となっております。4ページから7ページにつきましては、まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示の主な変更点、令和3年度と令和2年度の比較出来るようなものを載せてございますが、まず、1番上の漁業法第120条と書いてある部分ですが、第120条の規定の内容でございますけれども、海区委員会が必要な委員会指示を発出することが出来るそういった規定となっております。昨年度は第67条となっておりますけれども、今年度は第120条となっている状況でございます。委員会指示の発動日でございますけれども、令和2年11月20日となっておりますが、今年度は令和3年11月16日、下に移りまして、1.制限期間となっておりますけれども、こちら年号のみの変更となっております。3.漁業法改正によりまして、項目が変更となっております。これまで操業期間となっておりますが、漁業時期に変更となっております。それに伴いまして、5.操業の条件及び制限となっておりますが、操業の条件などとそういった部分の変更点を載せてございます。こちら4ページから7ページ目はそういった委員会指示の変更点を載せてございます。8ページから10ページにつきましては、県の広報の方に登載いたします委員会指示内容を縦書きしたものでございますが、そちらを載せてございまして、11ページから16ページは、委員会指示内容と同様に県の公報と登載される届出書の様式などとなっております。令和3年度につきましても、引き続き、操業実態の把握に努めてまいりたいと考えてございます。簡単ではございますが、説明は以上となります。

#### ○關会長

どうもありがとうございました。

事務局から説明終わりましたので、質疑に入ります。

質問等ございましたら、御発言願います。

どなたか御質問ありますか。

はい、どうぞ。

○木村委員

今、魚の全てが不漁ということですが、所長さん、何が考えられるかね。センターの所長さん。

○水産技術総合センター 伊藤所長

いろんな魚が不漁、不漁と、木村委員のお話するとおりの状況で、実は今日、たらが話題にあがるということで、いろいろ担当からも話を聞いてきまして、たらについては、先ほどの漁獲量にも書いてあったとおり、震災後の漁獲努力量が減って、一時期、資源量も随分増えた。ただ、そのあと、やはり随分漁獲圧が高まったりして、資源量が減ってきているというのが現状のようです。ただし、たらの場合ですと、結構、成長が早い魚だということが知られておりまして、いわゆる卓越年級群的なものが1回発生して生き残りが良ければ、その資源が比較的速やかに回復していくものと期待されるというふうに考えているそうです。ただし、今の資源の現状、決して高いわけではなくて、あと、もう1つわかっているのがたらの産卵する年齢がだんだん遅くなってきているということが最近の調査でわかってきているようです。まだ調べなければいけないことはいっぱいあると思いますけども、引き続き、何かしらそういった情報がありましたら提供していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○關会長

はい、難しいですが。

○木村委員

詳しく調べてほしい。これでは商売にならない。漁師のみんなが。

○關会長

研究の努力をよろしくお願ひします。

その他、ございませんでしょうか。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員

2ページの着業状況を見ると、最高の時で平成23年度75.6%だけど、ここ3年ほど34、35%ということになっているんですけども、これあんまり許可を出し過ぎているのかなと思うんですけども、どうか。

○關会長

はい、どなたかお答え出来ますか。

はい、菅原さん。

○事務局 菅原技師

今の質問でございませんですけども、実際、届出隻数自体は今、お話あったとおり、平成30年

から令和2年度見ますと、だいたい150から170隻。やる場合はまず届出をしてくださいと。着業隻数を見ますと、大体、漁業をやられている方は3割程度となっております。あくまでも届出となっておりますので、こちらで許可というよりはやる場合は届出を出してくださいというものになっております。

○關会長

はい、どうぞ鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

これ届出制になっているのですが、将来的に許可制にするのか、しないのか、教えてください。

○關会長

はい、どなたお答え出来ますか。

はい、芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

この秋さけを含めて将来的にという部分に関しては、非常に難しい問題と認識しております。通常であれば、届出から始まり、承認、許可というようなステップで、制度化の強化という部分が進められるのかなと思いますが、北部地区のこのたらの刺し網ということに関しましては、1番が沖底との漁場がバッティングしたりといったところの調整が1番難しいところもあります。歴史的に許可制、承認制にすると、本当は違うんでしょうが、沖底からすると権利が出る船が発生してくるということで、ちょっと抵抗を示すというような状況が歴史的にございます。届出を今後、将来的に知事許可、承認制に移行していくかというような問題もありますが、まず、漁場でトラブルがないように操業が出来て、かつ、持続的に漁業として成り立つということが大事だと思いますので、たらに関しましても、現場の方にたら刺し網委員会という業界団体でございますので、その業界団体の意見も伺いながら検討していきたいと思っております。以上です。

○鈴木会長代理

わかりますけども、届出制の中で、結局許可だけもらっておけば、いつだってやれるんだろうというような考えを持たれては、やっぱりこの数が多くて、仙台湾はもちろん金華山沖もそうなんですけども、結局、それがトラブルの元となるのだから、やっぱ実績のない船には与えるべきじゃないんじゃないかなという考えを持っているんですけど。

○關会長

はい、そういう考えがあるそうです。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 鈴木総括技術補佐

このまだらの刺し網については、届出制になった経過としましては、先ほどもお話ししましたとおり、1月、2月にかなり隻数が増えてトラブルがあったというようなことで、どうにかならないかというような漁業者からの相談が第一にありました。

その後、県としては、実態をまず把握しようということで、この時期、1月から2月末までの時期にまずは実態を把握しようということで、平成20年から届出制にしまして、今はその実態を把握している最中というような位置付けで、県としては考えております。

今後、許可とか承認とかということになれば、当然、業界団体であるまだら刺し網委員会の意見も聴きますし、あとは競合する漁業種類の方々と十分調整をした上で進めていくような形になると考えております。

○鈴木会長代理

はい、わかりました。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

その他、ございませんでしょうか。

なければ、「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項(3)「海区漁業調整委員会に関する規程の一部改正について」を上程いたします。事務局から説明願います。

はい、長谷川事務局長。

○事務局 長谷川事務局長

資料3の1ページをお開き願います。今回どういった内容かと申し上げますと、この2の改正内容のところを御覧いただきたいのですが、宮城海区漁業調整委員会行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程、ここの部分の改正ということでございます。

何かといいますと、今現在、手続きはしてないのですが、電子申請、インターネットなどを使った海区委員会で電子申請などを行う場合は、その上位にある例えば法律とか条例に従ってやりなさいよというような規程になっているのですが、その上位になるその条例が今回改正されましたので、これに伴って規程を改正するといった内容で皆様に御諮りする

内容でございます。

詳しいことにつきましては、改めて担当から御説明を申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

○關会長

はい、これはどなたかな。

千葉さんですね。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局 千葉主事

審議事項3の宮城海区漁業調整委員会に関する規程の一部改正について御説明させていただきたいと思ひます。1ページおめくりいただきまして、海区漁業調整委員会に関する規程の一部改正についてということで、今、事務局長からも御説明ありましたとおり、本委員会に関する規程として施行されております宮城海区漁業調整委員会の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程というものがございまして、その規程の中でその元となっております、行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例、そしてその規則にあたる部分につきましては、一部改正がありまして、それに告示の廃止というものもありましたので、そちらの方、当委員会の規程においても現行法を引用している部分について、条例名、規則名の変更及び告示の廃止という手続きを行う必要が生じておりますので、改正及び廃止を行うというものになっております。

「2. 改正内容」で事務局長からも御説明ありましたが、次の3ページを御覧いただきまして、改正後の案と現行ということで新旧対照表になっております。下線部の部分が改正される部分になっておりまして、現行でいきます条例名の名前、規則の名前、そちらの部分が元となっているところが改正されますので、改正後はこちらの方、手続きで改正されるということになっております。

1ページに戻っていただきまして、「2. 改正内容」の(2)の告示だったんですけども、8ページ左側の下に告示ということで記載があるんですけども、こちらが元となっている県のデジタルみやぎ推進室で行っております告示の内容ですけども、そちらで行政手続における情報通信技術の利用に関する規則に基づく告示を廃止する告示を次のように定めるということで、その手続きについては告示を廃止しますという内容になっております。

こちらで廃止になっておりますので、当委員会でも定めております告示をこれに倣いまして当告示も廃止をさせていただきたいと思っております。

公報の登載につきましては、令和3年9月14日の広報に登載する予定で進めていきたいと思っております。公報に登載する文面は、4ページと6ページの中身で進めさせていただきたいと思っております。

御審議いただきまして、御了解いただけた場合には、こちらで改正の手続きを進めたいと思っております。

私からは以上です。



○關会長

どうもありがとうございました。

法律が絡む説明で非常にわかりにくいんですが、皆さん、何かこれについて御質問、御意見ございますか。

親法律が変わったから、それに伴ってこういうことになったよということですが、電子申請、海区でどんなことをするのもわかんないので、この説明を聞いていてもどういふふうに判断するか、ちょっと迷っているんですが。

何か皆さん、御質問ありませんか。

その他、御質問等はありませんでしょうか。

なければ、「海区漁業調整委員会に関する規程の一部改正について」は、原案どおり改正することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、原案どおり委員会規程を改正することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（４）「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明をお願いします。

○水産業振興課 長谷川課長

これまで何度か委員の皆様にご審議をいただいておりますが、県の漁業調整規則に基づいて、許可を出している知事許可漁業につきましては、国の大臣許可に準じた規定ということで、委員会の意見を聴いて定める制限措置に基づいて許可を規制するということになっております。

今回はいるか突棒漁業、これも知事許可漁業でございますし、小型機船底びき網漁業、これはなまこけた網漁業でございます。この２つにつきまして、その制限措置の内容の御審議いただきたいと考えております。あわせて、許可の有効期間、これもこれまでに御審議をいただいております。基本的には許可の有効期間は３年ということでやっておりますが、１年に短縮する場合は同じように御審議をいただいておりますので、この点につきましても、あわせて御審議をいただきたいと思っております。

詳細につきましては、担当から御説明をいたしますのでよろしく願いいたします。

○關会長

本田さんかな。

よろしく願いいたします。

○水産業振興課 本田技術主査

資料4を用いまして、説明させていただきます。まず、資料4、1枚おめくりください。こちら漁業法に基づく諮問文書の写しでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページから本日の審議対象の内容でございます。制限措置及び許可等の申請すべき期間ということで2ページがいるか突棒漁業になります。3ページが小型機船底びき網漁業のなまこけた網漁業でございます。一旦、次の4ページをお願いします。こちらが許可の基準ということで、制限措置で定める隻数を超過して申請があって、適格性を有する場合の優先順位でございます。4ページがいるか突棒、5ページがなまこけた網漁業でございます。最後に6ページが許可の有効期間の変更に関する諮問ということになります。

7ページから説明させていただきます。それぞれの漁業の概要でございますが、いるか突棒漁業につきましては、まず、突棒によりリクゼンイルカ、イシイルカを漁獲対象とする漁業でございます。平成元年に海区漁業調整委員会の承認漁業となりまして、平成14年から知事許可制となっております。漁業の実態でございますが、こちらグラフが捕獲数量となっておりますが、近年、ほとんど実態がなくなってきてございまして、この一覧表を見ていただくと、一番右側の昨年の実績で言いますと、漁獲頭数がリクゼンイルカで9頭、許可件数としては県内船3隻、岩手県船4隻、北海道船2隻というような状況になってございます。割当頭数とございまして、いるかにつきましては、小型鯨類ということで国際的な資源保護の観点から、国で道県別に捕獲枠を決めて配分して、それに基づいて資源管理しているというようなものでございます。

次、8ページをお願いいたします。4. 許可の概要でございますが、制限措置の部分で言いますと、(3)の操業区域、宮城県沖合海面。(4)漁業時期につきましては、11月1日から翌年4月30日まで、船舶の総トン数としては、20トン未満となっております。5. 許可の対象としまして、これまでの許可の運用は許可方針に基づきますが、この漁業の許可を受けて適正に操業した実績を有する者を対象としておりまして、許可の条件としては27隻以内と規定してございました。うち、岩手県船18隻以内、県内船7隻以内、北海道船2隻以内ということでしてございまして、今回の制限措置の隻数の案としましては、現に許可を有する隻数、他県船については県庁間で出漁希望隻数というものも出しております。結果としてはこの数字、昨年と同様というような隻数としてございます。

次、9ページはイルカの生態とかイルカ漁業の状況ということで、参考資料として説明は割愛させていただきます。

次、10ページをお願いいたします。なまこけた網漁業でございますが、こちら小型機船底びき網漁業でございます。第1種共同漁業権の区域内で、けた網を曳航して漁獲する漁法ということで、昨年の11月海区委員会でも協議、審議をいただきまして、許可制に移行したのですが、もともと平成17年頃に中部地区の組合さんから、たも網や鈎などで採捕出来ない、特に深場に生息しているようななまこも利用したいという要望を受けまして、以降、資源調査、特別採捕許可によりまして、適正な操業体制を確立して許可制になったという経過がございまして、漁獲実態というところで言いますと、記載の6つの漁協、支所で行われておりまして、直近ではトータルで44トンぐらいの水揚げとなっております。自主管理体制ということでこちら共同漁業権の免許を受けた漁協、支所におきまし

て、きめ細かい操業管理規程を作成しまして、県との事前協議により承認を得た上で運用してきてございます。

11ページをお願いいたします。許可の概要でございますが、制限措置の部分で言いますと操業区域、組合が免許を受けた第1種共同漁業権の区域内で、支所で同意を得た区域ということで、漁業時期としては11月1日から翌年3月31日まで。使用船舶としては総トン数3トン未満、原則、船外機船とするという形としてございます。許可の対象としましては、操業区域の共同漁業権の組合員行使権を有しまして、かつ、組合と共同経営するものという形としてございます。今回の制限措置の許可すべき隻数でございますが、組合の資源管理型漁業というところで、操業管理規程、県との事前協議の上で、隻数上限を定めてございまして、そちらをもとに設定してございます。上限設定に当たっては、これまでの実績の最大値を基本としつつ、支所内の動向、漁獲実績の結果を踏まえて設定してございます。これまでの隻数の推移でございますが、令和元年度までは特採の従事者の隻数でございますが、一番下を見ていただきますと、案となっておりますのが今回の制限措置の隻数の案でございまして、前年比で見えていきますと、左から3番目の表浜で26から45、石巻東部で3隻減、石巻地区支所の共135号で1隻増ということで、表浜につきましては、米印で書いていますが、昨年の時点で上限隻数45隻となっておりますが、最終的に支所内での調整の中で26隻にされたという実績でございます。

裏面をお願いいたします。特別採捕許可の頃から組合、支所でかなり手間をかけて調査をしてきた経過がございまして、CPUEということで一律の桁幅が1メートル以内の漁具を用いて曳いて、100メートル曳網した際の数量ということで、折れ線グラフを作っております。棒グラフ、100グラム未満は放流して、漁獲した実績ということでございまして、これで見えていきますと、例えば、③表浜支所であれば、昨年26隻、上限は45でしたけども、今年は今のところ上限は45隻、その中で最終調整するというところで、右肩で増加傾向、3隻減の④石巻市東部支所、概ね横ばいに推移しております。それから1隻増の⑥地区支所共第135号につきましても、CPUEとしては増加傾向にあるという状況でございます。

次に13ページの方をお願いいたします。次にもう1つの諮問事項の許可の有効期間でございますが、これまで何度かさせていただいてございますが、昨年12月1日に漁業法改正に伴って県の漁業調整規則、全部改正ということで新規に制定したことで、規則上、一旦、3年という形になりまして、海区委員会の意見を聴いて短く出来るということで、真ん中の表を見ていただきますと、これまでいるか突棒漁業もなまこけた網漁業も1年で、過去に委員会の意見を聴いて1年で運営をさせていただいてございまして、それを今回新たな規則施行後、初めて許可するに当たって許可の有効期間を見直すものでして、法手続き上の諮問としては引き続き1年にする部分でございますが、実質的な運用の変更としては、いるか突棒の県内船についても1年許可から3年許可にしたいというところでございます。変更の理由としましては、いるか突棒につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、近年、非常に漁業者数が減少しておりまして、特定の地区の漁業者に限定されております。それから、資源的にも国が捕獲枠で管理しておりまして、県の実績としても非常に実績が少ない状況でございます。現在の許可受有者、組合さんの意見も聴きましたが異論はないというところで、3年としたいというものでございます。

14ページをお願いいたします。一方で、県外船の許可につきましては、やはり業界間、行政間で調整ございまして、毎漁期状況を見て、引き続き1年で許可したいというものです。なまこけた網漁業につきましても、先ほど説明いたしましたとおり、平成17年から操業体制を構築してございますが、昨年まで許可制にしたばかりというところでございますので、これは引き続き1年毎に見ていきたいという案でございます。

次、15ページお願いします。最後の諮問対象でございます許可の基準でございまして、公示する隻数を超えて適格性を有する者の申請があった場合の優先順位でございまして、すでに制定しているいかつり漁業の県外船の許可の基準が右にあります。これと同じ分類にできるだろうという案でございまして、いかつり漁業はいままで優先順位のところですが、前年度に許可と実績がある人を優先し、その次に前年度許可がある人、さらに次に過去に許可があって実績がある人を優先するという順位にしておりまして、今回いるか突棒3年にしたいという案ですので、「現に」という表現に変えてございまして、実績ある人、許可がある人を優先して許可を出したいという案でございます。

次のページ、16ページお願いします。審議事項の最後でございまして、こちらなまこけた網漁業の許可の基準でございました。まずは、こちらの右下丸で書いてありますが、分類としては、共同漁業権の区域内の組合管理で、まず、調整の上で申請してくる漁業ということで、すでにある中では、ほっきがい・こたまがい、貝桁漁業、かたくちしらすの漁業の許可の基準と同じ分類ということで、実績ある者をあまり細かく分類しておりません。基本的には組合でまず調整があって、共同経営する者が資格としてございまして、現実的にあまりこれを適用することは想定されませんが、そういった内容で作ってございまして、というような説明でございまして、2ページの方にお戻りいただきたいのですが、今、説明した内容を落とし込んだのが2ページ以降でございまして、2ページがいるか突棒県内船3隻、岩手県船4隻、北海道船2隻と、それから3ページのなまこけた網漁業、こちらは先ほどの漁協、支所別の隻数で書いてございます。4ページ、5ページは今説明した許可の基準ということで、6ページが許可の有効期間の変更でございます。説明については以上になります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○關会長

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

はい、大江委員。

#### ○大江委員

確認ですけど、なまこのけたびきの許可、私来る時、支所に電話してどうなっているのと聞いたら、これは個人に許可がおりるのではなくて、支所の支部単位でおりるということですか。それと隣の支部から了解がなければおりませんよと、これ何か難しい許可なんですよと言われたんですけど、その辺どうなっているんでしょうか。

○關会長

はい、本田さんお願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

まず、1つ目の許可の対象でございますが、特別採捕許可から昨年本許可制になりまして、法律上変更がありまして、要は特別採捕許可、資源調査は団体に対して許可を出しますので、今まで宮城県漁協さん、牡鹿漁協さん、組合さんに許可を出していました。

ただ、それが許可制になりますと、小型機船底びき網漁業に該当しますので、そうすると漁業法上、船ごとに許可を出すというのが決まっています、個人への許可になってしまいます。ただ、そうしたときに、そもそも漁業権魚種で組合が管理しているものを、個人だけのものにしていいのかという部分がございますので、支所、組合と共同経営という形で、きちんと組合で合意、調整出来た上で許可を出すという形に1つ目としてはさせていただきます。

もう1つの質問としましては、隣の浜の許可という部分では、特別採捕許可で調査をする場合には、その地域の漁業権者の同意というのは当然必要でございますし、あとは今回の場合ですと共第120号の野々浜地先ってということで、女川町支所さんの場合ですとかなり浜が細分化されているということもあるんですけども、当然、漁業権の区域内でするので、ちゃんと合意があった上でやらなければいけないというその部分なのかと思えます。以上です。

○關会長

はい、大江さんよろしいですか。

○大江委員

最近、なまこの需要が多いので、うちら方は潜水でなまこ販売すると、女川のことでですけども底びきはそんなにないんですけども、これ特別採捕から本許可に最初申請する時は、特別採捕で申請して、それから本許可に変わってくるということですか。

○關会長

はい、本田さん。

○水産業振興課 本田技術主査

資料11ページを御覧いただきたいんですけども、11ページの4の(1)の米印のところで書いているんですけども、許可制移行までの経緯と趣旨ということで、平成17年からやりたいと言ってきた地区の方達と、かなり緻密と言いますか、手をかけて調査をしてきて、体制づくりをしてきた経過がございますので、新たな公示制度になったからといって、すぐにその新しい制限措置を作るのではなくて、きちんと資源を持続的に使える体制、特にそれは資源だけではなくて、その支所の中での調整もございまして、そういった体制づくりが出来た上で、本許可を判断するというような形で、昨年許可制にする時にそういった部分も許可方針に規定している状況でございます。

以上です。

○關会長

大江さん、よろしいですか。

○大江委員

はい、わかりました。

○關会長

他にございませんか。

なければ、県から諮問のありました「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」は、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、令和3年8月31日付け水振第500号及び水振第501号により諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。

-----審議事項終了-----

【協議事項】

○關会長

次に協議事項に移ります。

協議事項「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

菅原さんお願いします。

○事務局 菅原技師

資料5，協議事項でございますが，令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議についてということで，御説明させていただきたいと思ひます。

1枚資料をおめくりいただきまして，1ページでございますけれども，こちら全国海区漁業調整委員会連合会第56回東日本ブロック会議の書面開催及び令和4年度総会に向けた要望事項についてと記載ございますけれども，こちらは全国の東日本ブロック会議において，各関係省庁，水産庁などに対して，資源の維持や操業秩序などの各海区における課題となっていることを取りまとめまして，先ほども御説明しました各関係省庁，水産庁などに要望するものとなっております。

1 ページ目につきましては、その開催海区であります東京海区からの照会文となっておりまして、前回の海区でも簡単に御報告させていただいておりましたが、第26回東日本ブロック会議の開催方法に関するアンケートがこの照会文の前にございまして、当海区から書面決議ということで回答している状況でございまして、各海区のアンケートを取りまとめた結果、多数の海区から開催方法については書面決議による開催を希望したいと回答がありましたので、書面決議による開催となっております。今後、書面決議によって開催する方法となっております。その中の議題といたしまして、次年度、令和4年度の国への要望事項についてということで協議することとなっております。これに伴いまして、当海区から提出します要望内容について、この照会文の記載でございますが9月30日まで回答となっておりますので、本日、御協議いただきたいと思います。

1 枚おめくりいただきまして2 ページをお願いいたします。こちらは要望事項の取りまとめの留意点となっております。5 項目でございますけれども、1 つ目といたしまして、要望事項は、漁業調整、資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての機能と権限に即したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望としてふさわしいものであること。下に移りまして、要望事項は可能な限り具体的な提案であること。その要望事項の文案につきましては、ポイントを絞って簡潔に表現することなど、そういったものの留意点が記載されてございます。

次に、3 ページ目でございますけれども、昨年度の東日本ブロック会議に提出しました各海区からの要望事項の一覧となっております。合計26 題ありまして、このうち当海区からは4 題提出してございます。その部分につきましては、太字のアンダーラインで示してございます。例年ですと、昨年度の要望した内容についての回答が当海区に来まして、それを踏まえまして、今年度どういった要望を出すかということで検討するところでございますけれども、実は昨年度から新型コロナウイルスの影響等もございまして、取りまとめ等が遅れている状況でございます。予定としましては、大体今月頃には回答が来る状況となっております。そのため今年度につきましては、昨年度からの継続といたしまして、4 点を要望案として事務局は考えてございます。

そちらが、5 ページを御覧いただければと思います。今年度の要望事項ということで、先ほども御説明した4 題を考えてございまして、まず、左側が今年度の要望事項、右側、昨年度要望した事項でございます。要望としまして1 つ目は、太平洋くろまぐろの資源管理についてでございます。要望に至った経緯でございますが、国は国際合意に基づいて太平洋くろまぐろの資源管理を回復するため、平成27 年1 月から漁獲管理に取り組んでおり、こちら下線部、これまでTAC 法に基づいてとなっておりますが、下線部で令和2 年12 月からは漁業法に基づく、より厳格な漁獲管理を実施している状況でございまして、下に移りまして水産研究の調査によれば、太平洋くろまぐろの加入量指標はこれまでの調査期間の平均を上回るとされてございまして、実際に宮城県沿岸に来遊するくろまぐろにつきましても、増加傾向となっております。平成30 年には一部の定置網において、くろまぐろが大量に入網したため、いわし、さばなどの他魚種を含めた全数放流であったりとか、1 週間にわたる網揚げを実施せざるを得ない状況となっております。下に移りまして、本県におきましては、くろまぐろの90% 以上は定置網で漁獲されている状況でございますが、定置の漁獲量に占めるくろまぐろの割合は、資源管理のために放流したく

ろまぐろの推定を加えましても、大体3%未満であるんですけども、上記のような事態が継続すれば漁業の経営の存続、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴って、地域水産加工業への供給であったりとかが減少することになってございまして、関連産業を含む地域の水産業への影響が懸念されている状況でございます。それに伴いまして、6ページに移りますけども、要望内容を2項目示してございまして、まず、1つ目が本県沿岸ではくろまぐろは定置の他にかじき等流し網漁業その他漁船漁業でも混獲されておりますが、いずれの漁業種も選択した採捕が困難であり、くろまぐろ以外の魚種を含む水揚げの減少が懸念されていることから、沿岸漁業への漁獲枠の配分を充分配慮することをまず1つとしてございまして、その下に移りまして、漁業者に対しては、収入安定対策事業、減少分を補填する制度が整備されてございまして、産地魚市場や水産加工業については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないことから、そういった部分の地域経済への影響を考慮した対策を講じることと、この2項目について継続で要望したいと考えております。

次に2つ目でございますけども、7ページをお願いいたします。沿岸漁業と沖合漁業（大中型まき網漁業）の調整についてでございますが、要望に至った経緯でございますけども、宮城海区におきましては、沿岸漁業と沖合漁業との間におきまして、以前から資源、漁場利用を巡る競合問題が発生している状況でございます。また、下に移りまして、近年ではまき網船による漁具被害の発生や漁獲物の海洋投棄が沿岸漁業に支障をきたしている状況でございます。それに加えて沿岸漁業においては、深刻な不漁状況が続いており、新たな魚種の水揚げであったりとか漁業が求められている状況でございます。そのため、要望内容、下でございますけども、沿岸漁業者と大臣許可漁業者との調整について、両者の共存共栄のため、必要に応じて当事者同士の話し合いの場の設定とともに、案件に応じて国が主導として円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。こちらにつきましても継続で要望したいと考えてございまして。

1枚めくりまして8ページでございますが、ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策についての経過でございますけども、本国とロシアの2国間協議によって、協定に基づいて、ロシア大型冷凍トロール船の操業が認められております。本県沖合海面においては、いとひきだらやいわし、さばを漁獲対象とした操業が行われている状況でございます。本県沖合では、およそ10月から12月に操業が行われておりましたが、漁具被害を回避するための船間連絡体制が整備されていないため、平成27年以降、下の表で示してございまして、かじき流し網漁船等の漁具の切断など被害が発生していることから、沿岸漁船漁業の漁場確保、安全操業の確立が望まれている状況でございます。下に移りまして、本県の関係漁業者からは、いとひきだらはかじき流し網の主な漁獲対象であるめかじきの餌として、重要な資源であることからロシアトロールの操業が水産資源に与える影響を懸念している、といった状況となっております。

9ページに要望内容が3項目ございまして、1つ目は船間連絡、漁具を回避するための体制を構築すること。2つ目は文言の修正だけですけれども、ロシア船の被害による活用しやすい支援補償の仕組みを早急に構築すること。3番は先ほども御説明しましたが、いとひきだらやいわし、さばの資源評価を実施して、資源に影響ない範囲で漁獲割当量を設定すること、こちらの3項目についても、継続で要望したいと考えてございまして。



続きまして、最後10ページでございますけれども、沿海地区における小規模石炭火力発電・バイオマス発電事業への対応についてでございますけれども、経緯といたしましては、電気事業法改正による電力自由化に伴って、本県沿海地区においては、複数の企業が石炭、木質バイオマスペレットを燃料とした火力発電所の建設運用開始及び発電事業を実施することが決まっているといった状況でございます。発電所を稼働することにより発生する温排水等の排水が、沿岸海域に排出されることで海洋環境が変化して、それに伴って沿岸漁業、養殖業に深刻な影響を及ぼすことを本県沿岸漁業者としては大変危惧している状況となっております。

平成29年6月、こちらに記載してございますが、当海区から関係省庁や発電事業者に対して、沿岸漁業者が抱えている不安、危機感を伝えるため要請活動を実施しております。

しかし、現在のところ漁業への影響に対する項目としてアセスメントが対象の項目に追加されていないといった状況となっております。こちらも文言等の修正でございます。それに伴いまして、要望事項2項目ございまして、まず、1つ目が事業開始する前、事業開始後もですけれども、海洋環境調査等を実施して、当該事業計画、地域の漁業への影響を確認するための仕組みを構築するよう関係省庁に働きかけること。2つ目でございますが、実施するにあたっては当該事業実施地域の地元沿岸漁業者への説明責任を果たし、十分な理解を得るような仕組みを構築すること。この継続で要望したいと考えてございます。

11ページ以降につきましては、一昨年度海区から要望してございました内容の回答となっております。当海区につきましてはグレーで示させていただきますけれども、後ほど、御確認いただければと思います。また、回答期限が9月30日となっておりますが、その間に昨年度の要望の回答があって、この4題の問題が解決されたとか、そういったものがあつた場合には、要望を取り下げるなど、そういった部分につきましては、会長と事務局一任で調整し提出したいと考えております。説明につきましては、以上となります。

#### ○關会長

どうもありがとうございました。

事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。

御質問等がありましたらお願いします。

これはまだ回答が来てない段階で、このような昨年度と同じような要望でよいかという質問でございます。もし、30日までに水産庁等の回答がありましたら、問題が解決した場合は、要望を取り下げる等の取り扱いを事務局と会長に一任させていただきたいというそういうことですがいかがでしょうか。

はい、平井委員。

#### ○平井委員

まず、くろまぐろについてお伺いします。

6ページに要望事項、要望内容というふうに1、2と書かれておりますけれども6ページの1のところ、最後の要望内容が漁獲枠の配分について十分に配慮することっていう、ちょっと玉虫色の表現でおそらく県への配分枠をもう少し増やして欲しいという要望なのか、もっとその柔軟性を持った枠にして欲しいという要望なのか、ちょっと玉虫色なので、

具体的にどういうことを要望しているのかよくわからないと思っています。

それから情勢としては、7月の末に中西部と熱帯域のまぐろ委員会でも、多分、大型魚の漁獲は15%ぐらい増やそうというふうな合意が出来そうで、年内に決まるというふうに聞いておりますけれども、そういう動向で日本への漁獲枠が増えて、それと県への漁獲枠も多分増えるだろうという状況だと思うんですけども、具体的な要望内容としてはどういうものなのというのが1点質問。

それから前の5ページのところで、要望に至った経緯というところの表現がありますけれども、その2段落目、水研機構で加入量指標が上がってきているという表現がありますけど、これは何年生まれの加入量が増えているのかというのは、記述されていないので、ちょっと僕調べてきたら、2019年生まれは確かに増えているというのは出ているんですけど、それ以降も増えているということを根拠にしてそういうことを言いたいのかどうか、もう少し記述をちゃんと書いた方がいいのではないかとということ、それから3点目は、その1番下に下線を引いた部分がありますけれども、くろまぐろの推定放流量という、これはどういうふうな算出でされたのか。これは質問です。

以上、3点お願いいたします。

○關会長

くろまぐろに関する質問ですが、3点あります。

どなたお答え出来るでしょうか。

これ平井さんの最初の質問は具体的に例えばどういう表現が望まれますか。

○平井委員

これまでの漁獲実績に合わせて増枠を希望するとかですね、要望するとかという表現だとかですね。具体的なことを書いた方が、ちょっと玉虫色すぎるんじゃないかというふうに思います。

○關会長

はい。という御要望なんです。

事務局でその辺のことをどう取り扱うかは、県当局とよくすり合わせていただきたいと思っておりますがどうでしょう。

はい、長谷川さん。

○事務局 長谷川事務局長

今の表現につきましては、3ページを御覧いただきたいのですが、資源管理につきましては、本県の海区のみならずいろんなところから同じように資源管理ということで要望がきております。内容につきましては、御指摘ございましたが連合海区の事務局の方で、全体の海区からのその意見を聴きながら調整を図っていただきたいと考えておりますので、当方としましては、玉虫色だという御指摘ございましたが、意図としてはいろいろやはり当県に対して漁獲枠が欲しいというようなことなんです、そういったこともございますので、他県との調整を図りながら要望をしていきたいとのことで、こういった表現でして

いきたいということでの意図でございますので、御理解いただければと思います。

○關会長

2つ目以降の質問に対してはどうでしょう。

○水産林政部 石田副部長

御指摘のありました2019年級は確かに増えている。20年以降はどうなんですかというお話だったと思うんですが、今わかるものがないので、この辺は改めて少し事務局の方で確認させていただきたいと思います。

2019年或いは2000年以降とか、そういうふうなはっきりな表現にするということで、その辺はちょっと確認させていただきます。それから多分放流した数の推定量というやつですが、私の方でもちょっといろいろはっきりしてないんですけど、ただ、定置の業者さんの方には、そういうのは日誌をつけていただいていると思いますのでその日誌の中で、放流した数量についても記載するところがあったかと思います。その数字を拾って書いているものではないかというふうに思うんですけども、どのぐらい逃がしたかというのは、測って逃がしているわけではないので、ただ、大体このぐらいの量は逃したよということを日誌の方に記録していただいているので、その日誌を元に書いている数字だと思います。その辺のところ、あとで確認させていただきまして、修正する場合につきましては、会長の方に確認いただいて、修正させていただきたいというふうに思います。

○關会長

今の2019年以降の資源の増加等について確認がなされた場合は、事務局の方でその表現を訂正なさって、それで私に教えていただくということで理解してよろしいですね。

そのお答えでよろしいでしょうか。

○平井委員

はい。

○關会長

他にございませんでしょうか。

はい、岩沼会長代理どうぞ。

○岩沼会長代理

ちょっと違うんですが、我々、中小企業団体中央会、毎年、全国大会に向けて、要望書を出すんですが、まずは宮城県の理事会をやって、要望書を考えてそれを東北、北海道ブロックの方に出すわけですね。私が担当しているのは税制員ですが、そのあとに全国に持って行って各省庁といろいろなお話をするんですが、それを出した後にこの要望については、一部、実現とか、全然駄目とかね、そういうのも、毎年これってやっているんですけど。駄目でも、今年も要望書を出そうとか、確かに中央会などでも消費税を廃止せよなんていうような、毎年ダメ元で出しているようなものもありますし、いろいろそういうのがあるん

ですが、これ出すだけではなくて、要望したこれに対しての一部実現とかそういうようなものも今度教えていただいた方がいいのかなと思って、ちょっと参考のために言ったので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○關会長

私の理解で前会長が要望した密漁ものについては、明快な回答が得られて、その後も進展しているというふうに理解していますがそういうことですね。

○岩沼会長代理

私もちょっと中央警察署協議会の会長をやっていた時、密漁のことで県の生活安全課の方に言えというふうに言って、そして情報を漁民の方たちが出していただいた方が早いよということですね。あわびの密漁を追っかけたことがあります。

○關会長

はい、どうぞ。石田副部長さん。

○水産林政部 石田副部長

確かにそのとおりだと思います。それで我々の事務局の方から提案をさせていただく時も本来であれば、昨年度の要望はこういうことであって、それでその結果はこういうふうなことがあって、今年はどういうふうに要望する。その時の回答については、この部分は回答あったけどこの部分は駄目でした。それは丸です、バツです、そういった整理表をちょっと作ってですね、お示しするというのが、本来であるかなというふうに思ひます。

今回につきましては、まだ今年の方の回答が出てきてないという部分もありますので、今後のことになるかと思うんですけども、そういうふうに配慮して御提案するようにさせていただきますというふうに思ひます。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

その他はございませんか。

なければ、協議事項「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」は、これまでといたします。

-----協議事項終了-----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項「令和3年度秋さけ種卵確保対策について」を上程いたします。県から説明願ひます。

○水産業基盤整備課 澁谷技師

私の方から説明させていただきます。

資料6, 1ページを御覧ください。「令和3年度秋さけ漁期の種卵確保対策について」, 図の1ですけれども, 本県の秋さけの方の来遊数と種苗の放流数の推移を示した図であります。御覧いただきますとおり, 令和元年と令和2年と続きまして, 種苗のさけの来遊数, また, 放流数ともに大きく減っているような状況であります。今期, 来遊するさけ, 平成29年度に放流したものが主群と考えられるんですけれども数量としては5, 800万尾放流しているんですけれども, 近年の傾向としまして, 今年も厳しい来遊が予想されているところでもあります。

県の水産技術総合センターの令和3年度の来遊予測について, 先日発表されましたけれども41万尾と一昨年, また, 昨年と同じ様に低い水準となっております, 厳しいという予想になっております。これらの現状を踏まえまして, 令和3年度の種卵確保対策の方針を次のページからまとめておりますので, 2ページを御覧ください。2ページの3, 令和3年度漁期の親魚, 種卵確保対策の基本方針ですけれども, 資料に示しましたとおり, ①から④の対策について, 今期は主として実施していきたいというふうに考えております。これらの対策を講じまして, 放流目標数につきましては, 昨年度の20%増となります3, 000万の放流というところを今期は目標としております。

こちらの放流目標数は3, 000万ということですのでけれども, 県の方の稚魚の買上予算につきましては, 約4, 700万の稚魚の方の買上げの予算を確保しているというところでもあります。続きまして, 対策の内容について説明させていただきます。下に移りまして, ふ化放流計画の策定というところを御覧ください。今年からふ化放流計画を策定しまして, さけの回帰率を向上させる取組を実施していきたいと考えております。具体的な内容としましては, 水研さんの方と協力しまして, 河川ごとの増殖効果を最大限にするため, ふ化放流計画をふ化場ごとに策定して, 実施していきたいと考えております。具体的な内容としまして, 今回, 図の2に気仙沼の大川ふ化場のふ化放流計画の方針というものを示しましたが, 過去3年間の大川ふ化場における旬別の放流数をまとめた図になっております。大川ふ化場におきましては, 2月の下旬から5月下旬にかけて, 放流を実施しているというところでもあります。この放流の時期を赤枠でくくったところに持っていきたいというところが, 今回のふ化放流計画でして, 赤枠の時期ですけれども2月下旬から4月上旬という時期に設定しております。この設定した時期ですけれども, この時期, 放流したさけの稚魚の生育が良くて, あとはさけが北上する際の水温としても良好な時期ではないかというところで, 水研さんの方と意見交換をした上で, この時期にというところを設定させていただきました。大川のふ化場の場合ですけれども, この枠で囲った放流というところが, 直近ですと6割ぐらいの放流数になっておりました。具体的にどうすればこの枠の中に放流の方を収めていくかっていうところですので, ふ化場ごとで飼育の水温とか, そういったところが違いますので, 大川のケースですと水温が高い南三陸のふ化場が近くなりますので, そちらの方に種卵の方を持って行って成長促進させて, また, 再び大川の方に稚魚にして持っていくとかそういったことを実践していきたいというふうに考えておまして, 今, ふ化場さんの方と調整しているという段階であります。

続きまして, 3ページの方を御覧いただきたいんですけれども, 海面での漁獲抑制によ

る河川遡上の促進（網揚げ協力）という内容でして、こちらは昨年と同様ですけれども、今期の種卵の不足が見込まれておりますので、水系協会ごとで網揚げの協力の実施に向けて、調整していくという内容になっております。網揚げの実施の基準判断といたしましては、③の下の枠内に書いているんですけども、こちら側の網揚げの実施の基準の判断として、昨年同様に設定させていただいているという内容であります。この網揚げの方を実施することが決定した際には、県と増殖協会の方で県漁協、あとは関係する団体の方に文書によって、協力の方を要請するというようなことにしております。これらの⑤に書いてありますが、この判断基準の時期を待たずに水系協会さんの方の判断で実施する場合についても、検討するものとしておりまして、これについては水系協会さんと調整しながら柔軟に判断していくという内容になっております。続いて、海産親魚の活用が（3）の内容になっております。こちらについても、今、河川に遡上する親魚の方が減っておりますので、海産親魚の活用について、積極的な利用というところを進めていきたいというふうに考えております。水研さんにも御協力いただきながら、技術的な指導というところもいただいて、こちらの方の海産親魚の活用というところを進めていくということにしております。続きまして計画的な種卵の移出入調整の内容が（4）になっております。種卵の移出入計画を策定しまして、そのあとに種卵確保対策会議というところで、種卵の移出入について調整するというものです。次のページ、4ページめくっていただきまして、それらの調整を行いながら、計画的な放流に向けて実現をしていくという内容になっております。4番目に書かせていただいたんですけども、種卵の移出入に係る経費については、基本的にはふ化場間の調整によりますけれども、増殖協会の方で可能な範囲で支援を行っていくというふうにしております。最後に※印で他の県の卵の活用の検討というふうに書かせていただいたんですけども、今、説明いたしました1から4を実施しても種卵の確保が困難であると判断される場合には、他の県から種卵の方を確保するということも考えております。今、北海道と秋田と山形と調整しておりまして、3県と調整していますが、その県から余剰卵が発生すれば、種卵の供与は可能ということの説明いただいております。こちらについては実現するかわからないというところもありますので、基本的には、自分達の県で種卵の確保というところを一番に考えて実施していきたいと考えております。今後の予定ですけれども、1回目の種卵確保対策会議を9月の下旬頃に開催、後は2回目の種卵確保対策会議の方を11月の上旬ぐらいに開催、あとはふ化放流計画の策定、網揚げ協力依頼文の発出、他道県産卵の導入に係る事前の調整というところを実施していくところであります。以上で令和3年度秋さけの種卵確保対策についての説明を終わらせていただきます。

○關会長

はい、ありがとうございました。

県からの説明終わりましたので質疑に入ります。

御意見、御質問等ありましたら発言願います。

はい、高橋さん。

○高橋（平）委員

今の最後にですね、他県からの卵の移入というお話がございました。

仮に稚魚放流しても、4～5年後に戻ってこなければ意味はないんですよね。それで県内で確保する卵とですね、他県から移入した卵からの稚魚ですね、放流した後の回帰に何か差があるとかそういったものはデータとかがあるんでしょうか。  
他県から導入しても、回帰は同じとかそういったものはありますか。

○關会長

はい、どうぞ。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

他県産卵と県内産卵との放流した際の回帰率の明確な数字っていうのは多分ないと思います。ただし、やはり先ほど最後に澁谷の方が説明いたしましたけれども、長い間、もともとうちの県のさけは北海道から卵を持ってきて、それで昭和50年代にふ化放流事業が始まったというはあるんですけども、その中で少しずつ少しずつその自分の川に系質が馴染んできて、それでどんどん回帰数が高まってきたという経緯があるので、そういうことから推定すれば、突然、連れてきてここで放流したのがもともと自分の川で放流したのと同じように帰ってくるかと言われれば、どうかなと思いますけれども、ただ、少なくとも、この沿岸部には帰ってくるだろうと、川まできちっと上って、その次の再生産にあれするかどうかと言うのではなくて、少なくともその沿岸漁獲の量には貢献はするだろうとは考えています。そうするとその漁獲量が水揚げ協力金という形で、また、その次の再生産の方に間接的にですね、支援になるということもあるので、どこの県も今、回帰数が少ないので余ったらあげるからという話しかまだもらってないので、ここのところは、もうやってみないとわからないんですけども、場合によってはそういうことも考えていきたいというふうに考えているということです。

○關会長

高橋さんよろしいですか

○高橋（平）委員

多く放流すれば、可能性があるということですね。

○關会長

そうですね。

昔からその河川の臭いを覚えて戻ってくるということで、その卵の親の遺伝子が違って、その後からの後継系質で、そのまま戻ってくるという理解でよろしいかぐらい。

はい、どうぞ。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

ただ、問題点がありまして、卵を北海道から持ってきます。それで、県内のふ化場で育てます。ただ、それはその川には放流しないでくださいという北海道からの条件があります。要は、その川に戻ってしまうと、今まで自分の川同士、川で生まれたオスとメスがそこに

戻りやすい系質のものに、違う形のさけが入ってきて、そこで4年後に掛け合わせを  
してしまうと、もともとその川に戻りやすい系質を持っていた魚が乱れてしまうと、何代か  
すると回帰率が逆に下がってしまうという可能性があるということでは言われていて、なので、  
海に放流する、そういう意味で1回その海中飼育をしてから放流するとか直接海に放流す  
るとかという形で、なるべく川には上って欲しくないというのもあるんですね。ただし、  
その海はこの辺には帰ってくると思うので、それはもちろん資源には貢献するだろうとい  
う、なかなか、ややこしい事情もありましてですね、慎重にやっつけていかなければなら  
ないと考えています。

○關会長

北海道もそんなに潤沢に上がっているわけじゃないので注文がついたということですが  
ど日本全体で増えればいいという、そういう趣旨に理解するしかない状況というふうに思  
います。

○岩沼会長代理

ちなみにキロいくらぐらいで買えるのか。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

卵ですか。1粒あたり北海道で0.4円とか0.3円とかです。

○岩沼会長代理

1粒。はじめて聞いた。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

はい。1粒プラスで運賃。

○關会長

まあ、大変苦勞しながらの対策ですね。

関係者、いろんな工夫していただいていると思いますが、今後もよろしく願います。

○關会長

その他ございませんでしょうか。

なければ、これで報告事項を終了します。

その他、何かございますか、県から、委員の方からその他何かございますか。

はい。

○鈴木委員

さっき挨拶の中で、部長の方からちょっと話があったんですけど漁業者の就職のオンラ  
インフェアというやつですかね、9月と11月ですか。それは浜の方では、後継者とかそ  
ういう従業員がいなくて困っているので、非常にありがたいんですけども、やってもらっ



て本当に感謝しております。それでこういう方々が浜に来るわけなんですよ。よその浜がどうだかわかんないけども、気仙沼市だと1年間、復興住宅の空き部屋を安く借りられるんですけども、2年目からは個々の住まいに泊まるんですよ。普通のホテルに泊まる方もあったり、アパートっていったって、今、皆新しいアパート高額なわけです。宿賃が。なかなかその辺を解決できないと1年で戻ってしまうんですよ。2年いたくてもいられないって感じで。まあ、その辺をやっぱり県の方でも考えてもらって、何かもう少し住みやすい環境で継続して作ってもらわないと、なかなか最初の年に2、3年って給料安いじゃないですか。正直残るのが大変で、そこのクリアというところが重要な部分だと思うんです。そこも少し何とか支援か、県営パートの空いているようなのがあれば、紹介してもらうとか何とか方法があれば、考えてもらいたいのかなと、私の方からの要望ということで。

○關会長

ちょっと確認しますが、2年目以降、駄目な理由は何ですか。

○鈴木委員

やっぱり、最初は安く泊まれたって、あと、気仙沼市だと復興住宅で安く泊まれるんです。

○關会長

それ撤去はされてない。

○鈴木委員

2年目は駄目だと言われんだよね。

○關会長

その理由は何ですか。

○鈴木委員

それはやっぱりその法律だと言われんたんだよね。

その復興住宅でもう津波の被災者が入る目的だからそこに特別に住まわせてと言う話で。

○岩沼会長代理

復興住宅は余っていませんか。

○鈴木委員

余っていますよ。だからそれを言うので、最初1年目はここの住宅で、2年目はこっこの住宅でと、毎年入れないかとお願いはするんだけど、これちょっと、気仙沼の人に私言ってからなんとかなったんだけども、だけど、2回も3回も、中々、うんと返事が出なくなってしまう。だから、その辺を考えてもらえばありがたいのかなとよろしくお願ひします。

○關会長

事情確認していただいてその可能性がある、なしを御検討いただきたいと思います。  
鈴木さんそれでよろしいですか。

○鈴木委員

はい。

○關会長

これは行政的な対応で解決出来る要素はあるかもしれないので、これは検討をお願いしたいと。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 宮崎技術主査

今のお話あったところで、私どもの方も漁業に携わりたい人を県の中、県の沿岸部以外とか県外から来ているんですけれども、就業をしてもらおうというところでやってきているんですけれども、やはり今、お話あった住まいの問題というのがありまして、気仙沼市さんの話だと、まだ、復興住宅、その空いてる分はもともとそこで被災したわけではない方にもそういうふうに通していると思うんですけれども、まず、その辺の体制も県内の各沿岸の市町で対応の仕方が違っていて、やはりそういうところが、そもそもそういう住む場所のあてすらないというところもあることは認識しています。住まいのことなので、まず、その市町村の話になると思うんですけれども、こちらの仕事の部分で就業の支援をしているところと、それからよそから移住、定住して欲しいという市町のそういう移住定住担当というのがありますんで、そこで今まであまり密にその連携をしきれているとは言えないところがあるので、そういった課題とかを共有して、うまく良い方法が出来ないかを考えていきたいと思います。

○關会長

大変いいですね。

御質問ありがとうございました。

もう改善の方向が見えて来たんじゃないかと思うんで、大変ありがたいです。

その他はもうこれで終わってよろしいですか。

事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 鈴木総括次長

事務局から、次回の委員会の開催日時について、御連絡いたします。

10月は休会の予定となりますので、今回は11月16日、火曜日、午後2時から、場所は県庁9階第一会議室で開催を予定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、今後、リモートでの開催も検討しております。その際は、改めて事務局から御連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

す。事務局からは以上でございます。

○關会長

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 鈴木総括次長

關会長，委員の皆様，本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて
- (2) まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- (3) 宮城海区漁業調整委員会に関する規程の一部改正について
- (4) いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について

協議事項

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

報告事項

令和3年度秋さけ種卵確保対策について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長 關 哲夫

署名委員 高橋 一郎

署名委員 尾定 誠

書 記 千葉 みゆき